

第1章 基本的事項

1 推進計画策定の趣旨

本県では、「三重県環境基本条例」の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」を実現するため、平成9(1997)年6月に策定した三重県環境基本計画を見直し、新たな三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。

新たな基本計画では、「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の4項目を基本目標に掲げ、この基本目標を達成するため、平成22(2010)年度を目標とした中長期的な環境施策の方向と住民、事業者、行政といった社会を構成する各主体の役割や環境配慮の方向を明らかにしています。

この推進計画は、環境基本計画に示した事項のうち、県が取り組む主要施策のより具体的な方向を示すとともに、これら施策の的確な進行管理を行うために策定するものです。

2 推進計画の性格

推進計画は、基本計画に示された主要施策を着実に実施するための実施計画となるもので、次項に示す期間内に実施する環境保全施策を明らかにします。また、計画の的確な進行管理を行うため、基本計画で設定した施策分野の数値目標については中間年度の目標値を明らかにするとともに、主要な施策ごとに新たに数値目標を設けます。

また、これらの環境保全施策や数値目標は、「県民しあわせプラン・戦略計画」との整合を図るとともに、毎年度の進行管理にあたっては、平成14(2002)年度に導入した「みえ政策評価システム」を活用するなど、県政運営全体の中での的確なマネジメントを進めます。

3 推進計画の期間

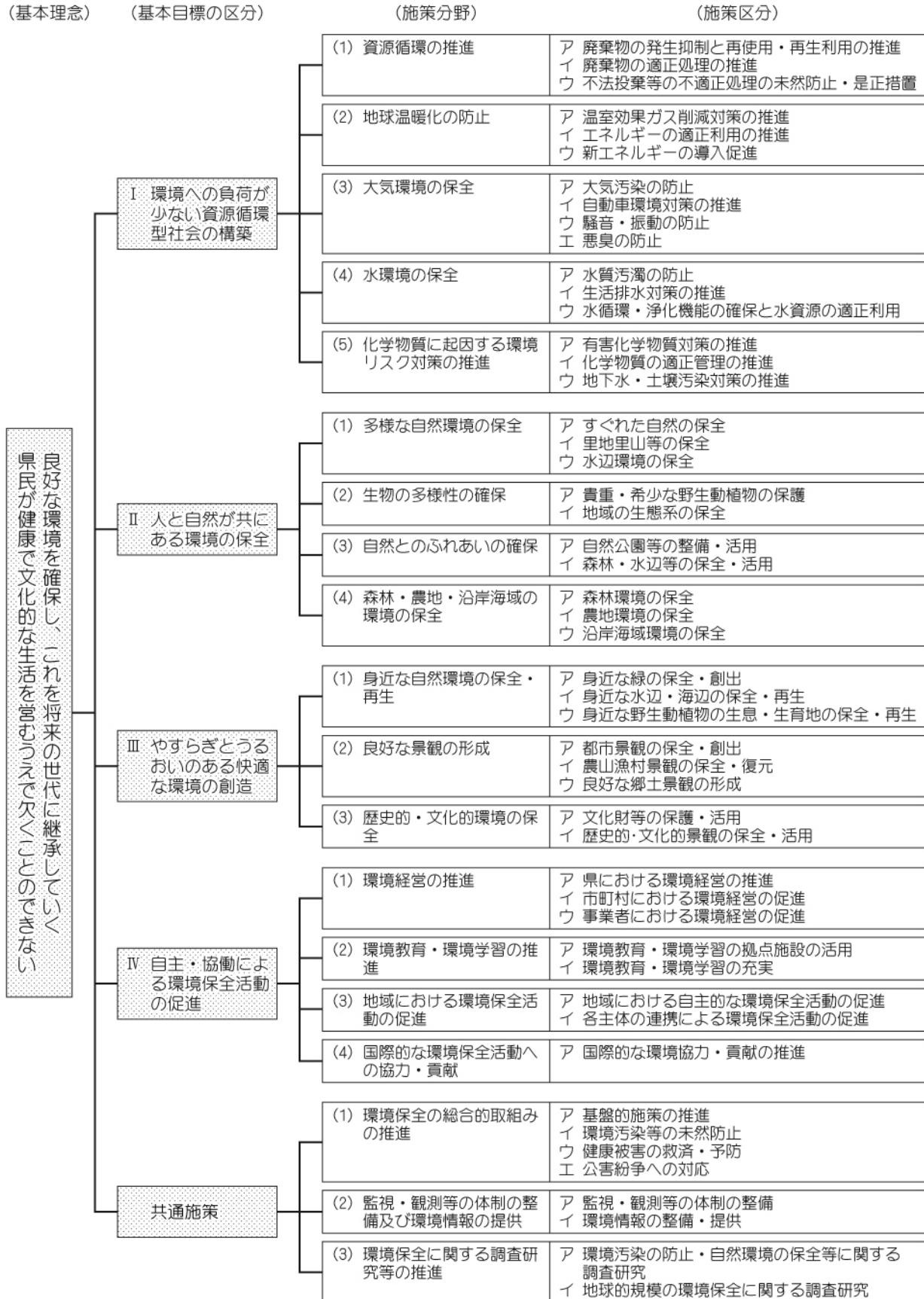
推進計画の対象とする期間は、環境行政をとりまく状況の変化が早い中で計画の実効性を確保する必要があることや、「県民しあわせプラン・戦略計画」との整合を図る必要があることから、平成18(2006)年度までの3年間とします。

4 推進計画の構成

基本計画の施策体系（図-1）に従い、施策分野及び施策区分ごとの平成18(2006)年度の数値目標を明らかにし、施策区分ごとに数値目標を達成するための取組内容を示します。

各施策の記載様式は、図-2のとおりです。

図－1 施策の体系



図－2 施策の記載様式

